

## 第 2 3 回 景観審議会議事録

令和 4 年 1 1 月 1 日 (火)  
午後 3 : 0 0 ~  
1 4 大会議室

### 出席委員

- 1 号委員 (学識経験者)  
古賀 誉章委員, 横須賀 徳博委員, 渡邊 美樹委員,  
長田 哲平委員
- 2 号委員 (関係団体代表)  
神原 敦子委員, 木内 久生委員
- 3 号委員 (関係行政機関)  
吉田 幸男委員(代理), 青木 淳委員, 沼野 孝雄委員(代理)
- 4 号委員 (市民公募)  
鈴木 正則委員, 寺島 玄委員
- (計 1 1名)

### 欠席委員

- 1 号委員 (学識経験者)  
花田 千絵委員, 早野 由美恵委員, 五艘 みどり委員
- 2 号委員 (関係団体代表)  
渡邊 幸雄委員, 小関 裕之委員, 菊池 清孝委員
- (計 6名)

### 出席幹事

青柳 高行幹事, 高橋 裕司幹事, 菅原 秀雄幹事 (計 3 名)

### 臨時幹事

なし (関係課長なし)

### 事務局

- 【司 会】 小柴 隆一 書記  
【傍聴人受付】 前田 麻祐子 書記  
【写真・録音】 岩原 理絵 書記  
【書記】 安延 望美 書記, 阿部 茂 書記, 石下 ユミ 書記,  
高橋 和也 書記

14:45  
<傍聴人受付>  
15:00

## 1. 開会

小柴書記

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。それでは、定刻となりましたので、ただ今から「第23回宇都宮市景観審議会」を開会いたします。進行を勤めさせていただきます、景観みどり課・小柴でございます。よろしくをお願いいたします。

## <資料確認>

小柴書記

続きまして、本日の会議資料について確認させていただきます。

始めに、委嘱状についてですが、机上配布とさせていただきますのでご確認ください。

また、資料の差し替えがございます。恐れ入りますが、「第23回 宇都宮市景観審議会 次第」を、机上に配布しております、次第と諮問書がホチキス留めされている資料に差し替えていただきますようお願いいたします。

そのほかに、

### ・諮問事項

「議案第1号 景観形成重点地区（宇都宮駅東口地区）における景観計画の変更について」

### ・説明資料1

「景観計画変更（案）」

となります。

また、審議の参考として「審議会関係資料」をお配りしております。適宜、参考にご覧ください。

以上、不足しているものがありませんでしたら、お知らせください。よろしいでしょうか。

## 2. 挨拶

小柴書記

今回は今年度最初の審議会となりますので、開会に当たりまして青柳都市整備部長からご挨拶申し上げます。

青柳幹事

都市整備部長の青柳でございます。

開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様には、何かとお忙しいところ、ご出席いただき、また、日頃より本市の景観行政に御協力をいただきまして、厚く御礼

申し上げます。

令和3年6月に委員を改選し、皆様には、快くお引き受けをいただき、誠にありがとうございます。

前回からご継続いただいた方、また、新たにご就任いただいた方もいらっしゃいますが、期間があいてしまい、今回が改選後初めての審議会となります。今後は、リモートでの会議への対応なども進めてまいりますので、様々なご意見をいただきたいと思っております。

さて、本市では、「子どもから高齢者まで、誰もが豊かで便利に安心して暮らすことのでき、夢や希望がかなうまち」、「スーパースマートシティうつのみや」の実現を目指しまちづくりに取り組んでいるところであります。本日の議事でもある宇都宮駅東口地区では、交流拠点施設であるライトキューブ宇都宮と、交流広場である宮みらいライトヒルの整備が進み、まちびらきや、LRT開業などに向けた機運が高まっている状況であります。このような中、この新たな都市拠点にふさわしい美しく魅力的な都市景観形成を図っていくため、景観重要公共施設の新たな指定などに向けて検討することといたしました。委員の皆様には、それぞれのお立場からご意見いただき、本市ならではの、魅力的な都市景観の実現のため、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

## <委員紹介>

小柴書記

続きます。本日は委員の改選後、初めての審議会となりますので、恐縮ではございますが、私から委員の皆様を改めてご紹介させていただきます。

それではお手元の「宇都宮市景観審議会委員名簿」をご覧ください。

はじめに、第1号委員として、学識経験者のお立場でご出席いただいております方をご紹介します。

古賀 誉章委員です。

古賀委員

よろしく申し上げます。

小柴書記

花田 千絵委員ですが、本日は所用により欠席となっております。

横須賀 徳博委員です。

横須賀委員	よろしく申し上げます。
小柴書記	早野 由美恵委員ですが、本日は所用により欠席となっております。 五艘 みどり委員ですが、本日は所用により欠席となっております。 渡邊 美樹委員です。
渡邊美樹委員	よろしく申し上げます。
小柴書記	長田 哲平委員です。
長田委員	よろしく申し上げます。
小柴書記	次に、第2号委員として、関係団体からご出席いただき おります方をご紹介します。 神原 敦子委員です。
神原委員	よろしく申し上げます。
小柴書記	渡邊 幸雄委員ですが、本日は所用により欠席となっております。 木内 久生委員です。
木内委員	よろしく申し上げます。
小柴書記	小関 裕之委員ですが、本日は所用により欠席となっております。 菊池 清孝委員ですが、本日は所用により欠席となっております。  次に、第3号委員として、関係行政機関からご出席いただき おります方をご紹介します。 吉田 幸男委員ですが、所用のため欠席ということで、代理 の松澤副所長に出席していただいております。
松澤氏	よろしく申し上げます。

小柴書記 青木 淳委員です。

青木委員 よろしくお願ひします。

小柴書記 沼野 孝雄委員ですが、所用のため欠席ということで、代理の岩瀬係長に出席していただいております。

岩瀬氏 よろしくお願ひします。

小柴書記 次に、第4号委員として、市民公募からご出席いただいております方をご紹介します。

鈴木委員 鈴木 正則委員です。

鈴木委員 よろしくお願ひします。

小柴書記 寺島 玄委員です。

寺島委員 よろしくお願ひします。

**<幹事及び  
事務局紹介>**

小柴書記 続きますして、幹事及び事務局職員を紹介いたします。

まず、幹事の紹介をいたします。

都市整備部長 の 青柳です。

都市整備部次長 の 高橋です。

景観みどり課長 の 菅原です。

続きますして、事務局職員の紹介をいたします。

企画調整グループ係長 の 安延です。

企画調整グループ の 前田です。

都市景観グループ係長 の 阿部です。

都市景観グループ の 石下です。

都市景観グループ の 高橋です。

都市景観グループ の 岩原です。

最後に私、

景観みどり課課長補佐 の 小柴です。

よろしくお願ひします。

小柴書記 以上，委員，事務局のご紹介をいたしました。委員の皆様方には，今後何かとお世話になります，よろしくお願い申し上げます。

#### <定足数報告>

小柴書記 ここで，事務局より本会の成立についてご報告いたします。

安延書記 本日の会議でございますが，現在出席委員は 11 名でございます。

これは，宇都宮市景観条例施行規則第 3 条でございます『審議会は委員の過半数の出席をもって開催する』旨を満たしておりますので，会議の成立をご報告いたします。

#### <会議の公開>

小柴書記 続きます，本会議の「公開」についてですが，本日の議案につきましては，個人情報等を含む案件ではございませんので，「公開」としてよろしいでしょうか。

全委員 異議なし

小柴書記 それでは，そのように進めてまいります。

#### <傍聴者有無>

小柴書記 続きます，事務局より本日の傍聴定員の報告をいたします。

安延書記 本日の会議については，傍聴者はありません。

小柴書記 審議の公開に際し，傍聴者の方はいらっしゃらないのでこのまま審議に入ります。

### 3. 会長・副会長 選出

小柴書記 それでは，早速「3. 会長・副会長選出」に入らせていただきます。

本日の会議でございますが，宇都宮市景観条例施行規則第 3 条により『会議は会長が議長となる。』とありますが，本日は，委員委嘱後最初の会議でございますので，まだ議長の職務を行う方がいらっしゃいません。つきましては，議長が決定するまでの間，事務局で進行してまいりたいと存じます。よろしいでしょうか。

<p>全委員</p> <p>＜議長選出＞</p> <p>小柴書記</p>	<p>異議なし</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、会長及び副会長の選出でございますが、宇都宮市景観条例施行規則第2条により『委員の互選による。』とございます。委員の皆様、ご意見ございますか。</p>
<p>木内委員</p>	<p>前回まで宇都宮市景観審議会副会長を担っていただきしており、「まちづくりと景観」に造詣が深い、宇都宮大学の古賀誉章委員を会長に推薦したいと思っております。</p> <p>また、副会長には、都市景観の根幹をなす建築にお詳しい足利大学の渡邊美樹委員を推薦したいと思っております。</p>
<p>小柴書記</p>	<p>只今、木内委員から古賀誉章委員を会長に、渡邊美樹委員を副会長に推薦する旨のご意見がございました。他にご意見ございますか。</p> <p>他にご意見がないようですので、お諮りいたします。</p> <p>当審議会の会長として古賀誉章委員を、副会長として渡邊美樹委員を選任することについて、ご異議ございませんか。</p>
<p>全委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>小柴書記</p>	<p>ご異議がないようですので、古賀誉章委員を会長に、渡邊美樹委員を副会長に決定いたします。</p> <p>なお、宇都宮市景観条例施行規則第3条1項により、「会長は議長となる」とあることから、今後の議事につきましては、議長となります古賀会長をお願いいたします。</p> <p>古賀会長、議長席へご移動願います。</p>
<p>＜会長挨拶＞</p> <p>古賀会長</p>	<p>只今、会長に選任いただきました古賀です。みなさんのご協力をいただきながら、議事を進めてまいりたいと思っております。よろしくお願い致します。</p> <p>宇都宮市では、平成31年3月に景観計画の改定が行われ、その後、「LRT沿線の景観形成方針」の策定など、新たに生まれる景観の良好な眺めの創出やその保全に取り組んできたところでもあります。当審議会におきましても、引き続き、委員の皆様の忌憚のないご意見をいただきながら、効率的に会議を進めたいと思っておりますので、ご協力よろしく申し上げます。</p>

## <議事録

### 署名委員指名>

古賀会長

それでは、会議次第に従い会議を進めてまいります。まず、当審議会運営要領第3条に基づきまして、本日の会議の議事録署名委員といたしまして、

長田哲平委員と

木内久生委員の両名を指名いたします。よろしく願いいたします。

## 4. 議事

古賀会長

それでは、議事に入ります。

本日の議事といたしまして、議案は諮問事項1件であり、開催通知でご案内がありましたとおり、

「景観形成重点地区（宇都宮駅東口地区）における景観計画の変更について」

でございます。

### 《諮問事項》

古賀会長

それでは、諮問事項

「景観形成重点地区（宇都宮駅東口地区）における景観計画の変更について」

事務局から説明をお願いします。

菅原幹事

それでは、議案第1号について、資料に基づきましてご説明いたします。

まず、今回の付議の理由であります。景観形成重点地区 宇都宮駅東口地区におきまして、景観重要公共施設の新たな指定を行うほか、既に景観重要公共施設に指定している道路について内容の見直しを行いましたので、宇都宮市景観条例 第3条の規定により、景観審議会の審議を求めるものであります。

それでは **議案第1号**

「景観形成重点地区 宇都宮駅東口地区 における景観計画の変更について」、ご説明いたします。

「1 目的」でございますが、LRT整備事業や宇都宮駅東口整備事業により形成された駅前空間における一体的な景観を適切に維持・保全し、新たな都市拠点にふさわしい美しく魅力的な都市景観の形成を図るため、景観形成重点地区 宇都宮駅東口地区 において景観重要公共施設の新たな指定及び既存指定施設の内容の見直しを行うものであります。



ここで、景観形成重点地区と景観重要公共施設の制度についてご説明いたします。机上の参考資料1をご覧ください。

「1 景観形成重点地区の概要」であります。景観形成重点地区は、本市の特徴ある景観や豊かな自然景観を有している魅力あるまち並みを形成すべき地域に対し、「宇都宮市景観計画」及び「宇都宮市景観条例」に基づき、景観形成の目標・方針、デザイン、色彩、緑化などの具体的な基準を定め、重点的に景観づくりを進める地区指定制度であります。

次に、「2 景観形成に関する地区指定制度」であります。現在、宇都宮市は、市全域が景観計画区域となっております。その中でも、特に「宇都宮の特徴を有し、本市の顔としてふさわしい地区」を「景観形成重点地区」として指定する取組を進めており、現在、右側の網掛け囲み部にありますとおり、6地区を指定しております。

また、住民の発意により「地域の住民自ら積極的に景観づくりに取り組む地区」を「景観形成推進地区」として指定し、地域の景観づくりを支援しているところであり、こちらは、旧上河内町の「中里原地区」を指定しております。

「●景観形成重点地区の特徴」であります。全ての建築物が届出対象となることで、きめ細やかな景観形成が図るなど重点的に景観形成が推進されています。

次に、「3 景観重要公共施設の概要」であります。公共施設のうち、景観形成重点地区などにおいて、地域の良好な景観形成に係り特に重要な要素となる公共施設について、景観形成の方針に沿った整備や利用が図れるよう、整備に関する方針や占用許可の基準を定めることができる制度となります。

「●景観重要公共施設の特徴」であります。整備に関する事項が定められた場合には、その整備は景観計画に即して行われる必要があります。

また、占用等の許可の基準が定められた場合には、その基準に適合する必要があるなど、景観形成にふさわしい施設整備を推進する制度となります。

これまでに、景観形成重点地区のうち、宇都宮駅東口地区の宇都宮駅東口駅前広場、駅東口広場通り、東西自由通路、また、大通り地区の大通りを景観重要公共施設に指定しております。

**参考資料 1**の説明は以上になります。

**議案第 1 号**にお戻りください。

次に、宇都宮駅東口地区の景観形成の経過について、「2 経過」でご説明いたします。

平成 20 年に、当該地区を景観計画における景観形成重点地区に指定し、地区内の道路である宇都宮駅東口駅前広場、駅東口広場通り、東西自由通路を景観重要公共施設に指定しました。

平成 31 年に、停留場をはじめとした L R T 施設等のトータルデザインを、宇都宮市と芳賀町にて外部有識者を交えて組織した、「L R T デザイン部会」において決定し、令和 2 年には、平成 20 年に指定した景観形成重点地区の景観形成基準をふまえながら、宇都宮駅東口整備事業を開始いたしました。

そして、令和 3 年に、駅前空間における一体的な景観の形成に向け、宇都宮駅東口整備事業地内の L R T 施設の仕様を決定しております。

ここで、会場内のモニターをご覧ください。  
こちらが、平成 31 年に定めた L R T 施設のデザインです。車両の黄色を引きたてるダークグレーを採用しております。

次に、こちらが令和 2 年に開始した宇都宮駅東口整備事業及び令和 3 年に決定した宇都宮駅東口地区内の L R T 軌道や停留場などの L R T 施設のイメージ図になります。

当該地区の景観形成基準をふまえ、明るい色合いのまちなみとして統一した景観形成を図っています。なお、地区内の具体的な整備の内容については、後ほど指定の内容と合わせてご説明いたします。

次に、「3 変更の概要」でございますが、今回 2 点の変更を予定しております。

1 点目が、景観重要公共施設の追加でございます。駅前空間における L R T と調和した良好な景観を保全するため、宇都宮

芳賀ライトレール線を景観計画における景観重要公共施設に指定し、まちびらきやLRT開業後も景観形成の方針や整備の内容を維持できるようにします。

2点目が、既存の景観重要公共施設の表現の見直しでございます。平成20年に指定した景観重要公共施設について、これまでの景観形成の方針を守りながら時代の変化に合わせた維持保全ができるよう、整備の考え方は維持したまま表現を見直します。

これらの具体的な内容については、**説明資料1**にてご説明いたします。

各ページの左側が変更案、右側が現行の基準となります。1ページ目は位置図となり、変更案において紫色で表示している、宇都宮芳賀ライトレール線が、今回新たに指定する道路になります。

**説明資料1** 2ページ目をご覧ください。

宇都宮芳賀ライトレール線について、景観形成の方針、整備の考え方、整備の内容を記載しています。

「景観形成の方針」は、「県都・宇都宮の玄関口にふさわしい道路景観の形成」「駅前空間とまちをつなぐ統一感のあるデザイン」とします。

「整備の考え方」の1つ目は、「乗る人も見る人もLRTが創る新しい風景を感じられる洗練された空間の形成」とします。

「整備の考え方」は、「路面は、まちのデザインと調和した素材を使用する。(推奨する素材 ウォッシュブルコンクリート)」、「柵や架線柱は、できる限り細くシンプルな形状とし、周辺の床面や樹木の色彩との調和を図る。(推奨する色彩 ブラウン系のライトグレー)として、2つ目の「整備の考え方」は、「新たな市の玄関口として駅前の各空間が交わり、次の空間につながる一体感の演出」とし、「整備の内容」は、「新たな駅前空間にふさわしい、明るく、空間に溶け込む、薄くスマートな屋根デザインのシェルターを設置する。(推奨する素材 アルミハニカムパネル)」「床材は、東西自由通路との一体感を演出する舗装とする。(推奨する工法 タイル張り)」とします。

菅原幹事

続いて、3ページをご覧ください。

変更案の下線部が、今回変更する箇所です。

カッコ内に「推奨する素材」などを記載しておりますが、その右側の現行基準をご覧くださいますと、素材そのものを指定するような表現となっていましたので、時代の変化に応じた適切な材料などが使えるよう、「推奨する素材」に表現を変更しました。

また、ページ右側の表の最上段の整備の内容をご覧くださいますと、歩行者や自動車の交通安全に関する観点で記載されている表現や基準が何点かありましたので、削除させていただきました。

4ページ目をご覧ください。

「イ 駅東口広場通り」「ウ 東西自由通路 歩行者デッキ」につきましても、同様の変更をさせていただいたものです。

**説明資料1**のご説明は以上となります。

では、**議案第1号**にお戻りください。

最後に「4 今後のスケジュール」であります。本日の景観審議会で諮問させていただいた後、素案の縦覧、公聴会を行い、令和5年1月に改めて景観審議会に諮問させていただき、景観計画を変更したのち、令和5年3月の告示を予定しております。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

古賀会長

事務局からの説明が終わりました。ご質問・ご意見等ありましたらお願いします。

寺島委員

よろしく申し上げます。寺島です。変更案の最後のウ「東西自由通路」「整備の考え方と内容」のところですが、「推奨する舗装：御影石舗装」とございます。私は今回はじめて参加させていただくことで不安なところがあり、大変恐縮なんですけど、存じ上げない点があったらお許してください。まず非常に方向が

大事だと思うんです。自然外光，日照，年周運動，そのへんを取り入れた景観ができるアドバンテージをもった位置だと思います。

非常に東に広がりを持つ位置で，両サイドの建築物の色合いなども考え，さらに今の気象状況，地球温暖化，ヒートアイランド現象等を様々にお考えの上で石を使うわけです。おそらく景観を形成する内容としては太陽の日周あるいは季節感を表す年周運動の反射輻射で両サイドの建築物の色合いもかなり変わると思います。

宇都宮に降りたときに正面が開けた両サイドにそういう演出があり，それプラス景観の構成要素というか動機形成としては，「うわー暑い」とかそういう体感が視覚以上に，感覚の原点になるだろうと思います。

それから樹木に関しても東側がどの程度日が当たるかわかりませんが，南側の外構があいているので，南側が焼けてしまうと非常に落葉系の樹木というのは寿命など影響を受けやすい。ダイヤが密なだけにフラットに石を敷いたとき落葉がレールの中に挟まって例えば小海線のように長時間運休になってしまう事態も予想される。栃木の玄関としての東口になりうるところで見る人から見ると，かなり評価が左右されると思います。その辺も含めてご説明いただければと思います。

古賀会長

石の舗装と樹木に関してですが，説明をお願いします。

阿部書記

ただいまの質問にお答えさせていただきます。まず石の舗装についてご指摘をいただいたところでございますが，この基準の中の御影石を使う部分について，場所の説明が不足しており大変申し訳ありませんでした。説明資料1の重要公共施設の位置図をご覧ください。こちらの変更案の図面，緑色で示している東西自由通路は，駅東整備完了前から現在も通行ができる駅西と駅東を結ぶ自由通路の部分でございます。そのため，平成20年当時に指定した基準の内容に沿って御影石を使用して整備をしております。これまでは御影石を指定して整備をしていくという内容になっておりましたので，今後は御影石だけでなく時代の流れや環境に配慮して，御影石以外のものが最適であるという状況になれば，御影石以外の素材の使用も検討できるようにするものでございます。現状，御影石で整備されているので，そこを補修とか部分的に改修していくなかでは，景観的

には御影石を使用していくと思いますが、全面的に改修をする場合には環境や様々な観点から最適な材料を選べるように、御影石に限っていた材料を、今回、推奨という形に表現を変えることによって、今後の維持管理を適切にやっていきたいというのが今回の既存部分での変更の考え方でございます。

寺島委員

ありがとうございます。

古賀会長

すでに整備されている場所は御影石で舗装されています。今後の改修等の時に現状の案のままだと御影石以外は採用できないですが、今後は時代に合わせ御影石以外も検討することができる余地を残したというのが今回の改正案の趣旨ということですね。

青木委員

1点教えてください。今回景観重要公共施設ということでモニターに写っている大きな広場は公共施設に入っているのでしょうか、民間開発のものとなっているのでしょうか。また、2点目として広場の色彩の関係とライトレール線のウォッシュブルコンクリートの色彩関係の整合がはかれているのか教えていただきたいと思います。

阿部書記

ただ今の質問にお答えいたします。まず広場の取り扱いでございますが、今回整備を致します駅東口の施設につきましては、民間活力を生しながらの整備でございましたが、基本的には市が設置する公共施設となっております。ご指摘のありました広場につきましても、交流広場として都市計画法の公共広場という位置づけをしております。今回法律上指定の対象施設ではないということで景観形成重点地区の基準の中で色合いなど定めながら整備を行ったところでございます。広場とLRTの軌道の色彩等につきましても、平成31年にトータルデザインとしてLRT全線の整備の概要を定めた中では、黄色い車両が映えるようにダークグレーで統一していこうというデザインコンセプトを定めたところでございますが、駅東のまちなみとしては、明るい色合いのまちなみを整備していくと定めておりますので素材などは管理の観点も含め選定しながらLRT軌道も駅前広場も同じような色合いで統一的なまちなみを計画しているところでございます。

古賀会長

ほかにいかがでしょうか。

神原委員

再開発の計画で、大きなホテルの建設予定が中止になったと思います、場所はどこだったのか教えて下さい。緑あふれる都市空間ということで、大階段の空間を見てみるとおそらく夏は照り返しが強いのでそこに人が座ってくつろぐようなイメージがみえてこないです。南側に大きな木を植える等日陰を作るような計画はないのでしょうか。

阿部書記

ご質問にお答えいたします。木陰については、駅前広場の特に大階段うへは建物の2階部分、屋上ということもありまして可能な限り樹木の数を確保しながら整備を進めたところがございます。照り返し等については対応できていない部分がございますが1階の部分は水を薄く張った水盤などヒートアイランド等に対応した整備をしているなど、ご指摘の部分の直接的な回答となりませんが、整備考え方としては緑を確保しながら様々な環境に対応していく計画をしております。

ホテルの位置について、説明資料1の位置図をご覧ください。今回指定する、芳賀ライトレール線が紫色で記載されておりますが、紫色と青い駅前広場通りに囲まれた白く記載された部分が、ご指摘いただいたホテルと整備が完了した病院が建設される部分でございます。図面の右側、方角で言うと西側がホテルが建つ予定であった場所でございます。

古賀会長

わからなかったのですが、ホテルの計画されていた位置は軌道の南側、病院の西側でしょうか。

阿部書記

そうです。軌道の南側、病院西側でございます。

神原委員

そのホテルの高さがわかりませんが、高層のホテルが建つかどうかで日陰ができるかできないか、環境の変化に影響が出ると思います。それを踏まえての現在の計画だったのか、それがなくなったことで変えたほうがいいのか、おそらくそのままではいっているとおもうので、水盤の付近が南からの日差しを遮るものがなくて、日が当たり続けるだろうなという印象があります。

阿部書記　　ご指摘の通りかと存じます。所管課でも同規模の建物がたつような事業者を呼び込めるように検討していると聞いております。今後の状況に応じて市としては当初の計画が実現できることが最重要ですので、一丸となって進めてまいりたいと考えております。

古賀会長　　また何か建つということ、有効活用ということですね。今回広場が指定できないという話がありましたが、趣旨を教えてください。

阿部書記　　広場につきましては法律上指定できるものが都市公園法の公園に限られており、今回の広場は位置づけとしては都市公園法の公園ではなく都市計画法上の広場ということで指定ができなかったところ、当然、市の管理施設としてみなさまに開かれた広場でございますので、維持管理等につきましては重点地区の基準等を守って、駅前の玄関口にふさわしい整備や維持管理ができるよう、指定による制限によらず景観を形成してまいりたいと考えております。

古賀会長　　市の施設なので、景観を良好に保つことは担保されますが、そこだけぬけることが少し気持ち悪いかと思います。制度としてなにか補完できるものが考えられるといいと思いました。

## 5. 閉会

古賀会長　　他にご意見ご質問はありますか。  
ご意見・ご質問も出尽くしたようですので、「景観形成重点地区（宇都宮駅東口地区）における景観計画の変更について」の議案については以上でよろしいでしょうか。

各委員　　異議なし。

古賀会長　　異議がないようですので、本議案については引き続き審議を進めていきまして、スケジュール通り公聴会とそれから年が明けたら再度審議会で諮っていただきたいと考えております。

小柴書記　　これをもって「第23回宇都宮市景観審議会」を閉会いたします。